

尾道市議会基本条例の趣旨及び解説

前文

尾道市議会は、明治31年の市制施行以来、先人たちの努力により信頼される議会を目指してきた。今後も、将来にわたり、尾道水道を中心とする開港800有余年の歴史と伝統を持つ町、その凝縮した景観が醸し出す美しい尾道を守り、住みよい尾道を築くため、最大限の努力をしていく決意である。

議会の役割は、市民の多様な声を議会での議論を通して市政に反映し、生かすことであり、市長との緊張関係を保ちつつ監視機能と政策形成機能を高め、積極的に市民に対して広報活動を行うことにより、身近で開かれた議会を目指すものである。

そこで尾道市議会は民主主義の原則にのっとり、二元代表制の一翼を担う議会としての責務を果たすため、ここに、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、条例制定の趣旨や基本的な考え方などを示すものです。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、二元代表制の下、尾道市の議事機関である議会及び議員の役割を明確にするとともに、地方分権の時代にふさわしい市民参加を原則とした、開かれた議会の実現を図ることにより、市民生活の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、制定目的を明らかにし、以下の規定の解釈の指針を示すものです。

第2章 議会及び議員の活動の原則

第2条 議会の活動原則

議会は、日本国憲法により設置が義務付けられている議事機関であることの重みを自覚し、次に掲げる活動の原則を定める。

- (1) 議会は、市長に対し適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (2) 議事運営は、常に公平公正を旨として行うこと。
- (3) 市民にとって論点や争点を分かりやすくするため、自由闊達な議論を最大限保障すること。

【趣旨】

本条は、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

【説明】

主権を有する市民の代表である議会がその負託に応えるために、第1号の「行政運営の監視、評価」、第2号の「議事運営の公平公正の確保」、第3号の「市民に分かりやすい議論の保障」の3つの原則をもとに議会が活動することとしています。

第3条 議員の活動原則

議員は、直接市民から選ばれた二元代表制の一翼を担う機関の一員であることを自覚し、次に掲げる活動の原則を定める。

- (1) 日常不断に広く市民の声を聴くための活動をすること。
- (2) 議案は事前に十分調査し、市民に分かりやすい言葉による議論を行い、その必要性や問題点を明らかにすること。
- (3) 特定の地域や分野だけでなく、常に全市域及び市政全般にわたって調査し、積極的に提案をすること。
- (4) 議員は、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をするとともに、長期的展望を持つ的確な判断が行えるよう、日常的に調査を行い、自己の能力を高める努力をすること。
- (5) 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保つとともに、公務である議会活動を最優先するよう努めること。

【趣旨】

本条は、議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

【説明】

主権を有する市民の代表である議会がその負託に応えるために、第1号の「市民の声を聴く」、第2号の「議案の必要性や問題点を市民にわかりやすい言葉や議論で伝えること」、第3号の「常に全市域及び市政全般にわたって調査し、積極的に提案すること」、第4号の「日常的に調査を行い、自己の能力

を高める努力をすること」、第5号の「市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、議会活動を最優先するよう努めること」の5つの原則をもとに議員が活動することとしています。

第3章 市民と議会との関係

第4条 市民参加及び市民との連携

議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすとともに、公聴会制度、参考人制度等を活用することにより市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、市民から提出された請願を審査する場合において、必要があると認めるときは、提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

【趣旨】

本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。

【説明】

- 1 市民の代表機関として、市民の皆様とともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。
- 2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆様の意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるように努めます。
- 3 市民の権利として保障されている請願については、議会は必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議を行うこととします。

第5条 議会報告会

議会は、市民への情報提供及び市民との連携を積極的に推進する観点から、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【趣旨】

本条では、第4条（市民参加及び市民との連携）で定めた「市民参加の機会の拡大を図る」ことについて、その内容を具体的に定めています。

【説明】

議会報告会の開催を予定しますが、実施方法については引き続き検討を行います。

第6条 広報広聴の充実

議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して議会だよりの発行など積極的な広報広聴に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民に開かれた議会づくりを進めるための広報広聴の取り組みを定めたものです。

第4章 議会と市長等執行機関との関係

第7条 議員と市長等執行機関との関係

議会審議における議員と市長その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 前項の緊張関係の保持に努めるべく議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

【趣旨】

本条は、議員と市長等が、緊張感を保ちつつ活発に議論を行うための取り組みを定めたものです。

【説明】

- 1 議会と市長等は、緊張関係を保ちつつ、議論を通じて切磋琢磨し、より良い政策の実現を目指します。
- 2 議会審議における質疑及び一般質問などは、論点を明確にし、市民にわかりやすい議論とするために、一問一答方式で行うことができます。

第8条 議会審議における論点情報の形成

議会は、提案される重要な政策、施策又は事業等（以下「事業等」という。）について、論点を明確にし、審議を深め、事業等の水準を高めるとともに、市民に公開するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 事業等を行う目的及び理由
- (2) 事業等を行うに至った経緯
- (3) 比較検討した代替案及びその内容
- (4) 事業等の実施に要する経費、その財源等
- (5) 将来にわたるコスト計算
- (6) 事業等の効果予測
- (7) 他の自治体の類似する事業等との比較検討

【趣旨】

本条は、議会が適正な決定を行う前提として、十分な審議を行うために必要な情報の提供を市長等に求めることを定めたものです。

【説明】

新たな重要な施策については、市長等に対し、7つの論点情報を明らかにするよう求めることとします。これらの論点情報は、審議における論点を明確にするだけでなく、論点情報に基づいて執行後の評価を行うことによって、政策の適正な執行と政策水準の向上に効果を発揮します。

第9条 議決事件の追加

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性及び市長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、議会が市の方向性に責任を持ち、市長が行う行政をより確実にチェックすることを定めたものです。

【説明】

地方自治法の改正により、地方公共団体の基本構想の策定義務がなくなり議決事件でなくなりましたが、今後、市長が市政全般における基本的な計画を策定する場合などにおいては、その都度、議決事件とする必要性を検討します。

第5章 議員間の自由討議

第10条 議員間の自由討議

議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとする。

【趣旨】

本条は、議員間での積極的な議論を通じて、議会が合議体としてまとまろうとする意志を示すものです。

【説明】

議員間の合意形成に努めることによって、行政と対峙できるまとまりのある議会をつくるとともに、議会による政策提言等の妥当性や説得力を高めます。

第6章 委員会の活動

第11条 委員会の運営

委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、委員会が、わかりやすい審査を行うよう努めることと、委員長の役割、議会閉会中の活動について定めています。

【説明】

1 委員会は実質的な審査を行う場であることから、審査を行うに当たっては、審査に使用した資料を公表し、市民に分かりやすい審査を行うよう努めることとしています。

2 委員長は、委員長報告を自ら作成し、委員長報告に対する質疑の答弁を行います。

3 委員会は、議会閉会中においても所管事務について積極的な調査活動を行います。

第12条 常任委員会の活動

常任委員会は、所管に関わる市政の課題について、市長提案の議案等の審査及び所管事項の調査並びに政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

【趣旨】

本条は、常任委員会の活動内容について定めています。

【説明】

市長等から提出される議案等を審査するだけでなく、所管事項調査さらには委員による政策の立案並びに提案を積極的に行います。

第13条 特別委員会の運営

議会は、重要案件と認識した政策に関して、特別委員会を設置し審査を行うとともに、その過程を市民に公開するものとする。

【趣旨】

本条は、特別委員会の運営について定めています。

【説明】

重要案件については、特別委員会を設置し、審査の過程を公開しながら審査を行います。

第7章 政務活動費

第14条 政務活動費の執行及び公開

議員は政策立案又は政策提案を行うため、並びに調査及び研究に資するため交付される政務活動費の執行に当たっては、尾道市議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第5号)を遵守しなければならない。

2 議会は、政務活動費の執行状況を議会だよりその他適切な方法で公開し、使途の透明性を確保するものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費の性格や交付方法、透明性の確保について定めたものです。

【説明】

- 1 政務活動費に関する事項は、別に条例で定められています。
- 2 政務活動費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならぬことから、議会だよりなどで公開していきます。

第8章 議会の機能強化

第15条 議員研修の充実強化

議会は、議員の政策立案能力をはじめとする資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるため、議員研修会を開催するものとする。

3 議会は、市政の課題を広い視点から捉えるために他の自治体の事例を調査研究するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、議員の資質の向上を図るための研修について定めたものです。

【説明】

- 1 議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。
- 2 幅広い分野の専門家を招き、議員研修会を積極的に開催します。
- 3 市政の課題をより幅広い視点から捉えるために、視察等により他の自治体の事例の調査研究に努めます。

第16条 交流及び連携の推進

議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営について意見交換するため積極的に交流及び連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は、先進的施策を行っている議会との交流、連携について定めています。

第17条 専門的知見の活用

議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査について、大学その他研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者を積極的に活用することができる。

【趣旨】

本条は、学識経験者等による調査を活用することについて定めています。

【説明】

平成18年の地方自治法の改正により、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等に行わせることができることになりました。(地方自治法第100条の2)

大学等研究機関との連携や学識経験者等を活用することとしています。

第18条 議会事務局の体制整備

議会は、議会の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査機能及び法務機能などの充実強化に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会活動を補佐する議会事務局に求められる機能について定めたものです。

【説明】

議会がより深い審議・審査、積極的な政策提言や政策立案等を行えるようにするため、これらの活動を十分に補佐できる事務局の体制と事務局職員の議案や政策に関する調査能力や政策立案に必要な政策法務の能力の充実強化に努めます。

第19条 議会図書室の充実

議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに機能の強化に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会に置く図書室の役割について定めたものです。

【説明】

図書室は、地方自治法第100条第18項及び第19項に基づいて設置されています。議員の審査及び政策提言等の能力の向上を図るため、図書の充実、活用の促進に努めます。

第20条 予算の確保

議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会関係予算の確保について定めたものです。

【説明】

二元代表制においては、議事機関（議会）と執行機関（市長等）の権限は明確に区分されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営の実現が期待されるものとされています。しかしながら、予算を提案する権限は市長のみにあることから、二元代表制の趣旨に鑑み、議会が議事機関としての機能を果たす上で必要な予算の確保に努めます。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

第21条 議員の政治倫理

議員は、市民の代表としてその責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、議員としての姿勢について定めたものです。

【説明】

議員の政治倫理については、重要な事項であることから、議会基本条例に位置づけます。

第22条 議員定数

議員定数は、尾道市議会議員定数条例(平成22年条例第37号)に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、人口、面積、財政力、類似する市の議員定数等と比較検討し、決定するものとする。

【趣旨】

本条は、議員定数を変更する際の手続について定めたものです。

【説明】

議員が、議員定数の条例改正議案を提出する際には、人口、面積、財政力、類似市の議員定数等と比較検討し、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮します。

第10章 最高規範性と条例の検証

第23条 最高規範性

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例や規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定まる事項との整合を図らなければならない。

【趣旨】

本条は、議会基本条例が最高規範であることを定めています。

【説明】

議会基本条例が、議会における最高規範であるため、議会に関する他の条例や規則についても議会基本条例との整合を図る必要があります。

第24条 議会改革

議会は、より一層その責務を果たすとともに、公平、公正及び透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

【趣旨】

本条は、議会改革について定めています。

【説明】

議会は市民に開かれた議会を実現するために継続的に議会改革に取り組めます。

第25条 条例の検証

議会は、必要に応じてこの条例の目的及び趣旨の達成状況を議会運営委員会において検証し、その実践に努める。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例が形骸化しないように、条例制定後も検証を行うことなどを定めています。

【説明】

この条例が制定された後も、この条例の目的が達成されているかどうかについての検証を議会運営委員会において行い、必要があれば条例の改正など適切な措置を講じます。